

LUXURY CARD™

カード付帯保険サービスのご案内

(Mastercard®Gold Card™・Mastercard®Black Card™・Mastercard®Titanium Card™)

INDEX

旅行傷害保険

ラグジュアリーカード傷害保険被保険者証について	1
1.補償内容	1
2.海外旅行傷害保険の概要	2
3.海外緊急医療アシスタンスサービス	
サービス内容	3
海外メディカルヘルプラインの連絡先	4
海外での電話のかけ方	5
4.国内旅行傷害保険の概要	7
5.保険金をお支払いできない主な場合	8
6.保険金請求について	8

ショッピングガーディアン保険

1.補償内容	9
2.概要	9
3.保険金をお支払いできない主な場合	9
4.保険金請求について	10

交通事故傷害保険／賠償責任保険付き(Mastercard®Gold Card™のみ付帯)

1.交通事故傷害保険	11
2.賠償責任保険	12
3.保険金請求について	12

ラグジュアリーカード傷害保険被保険者証について

被保険者証番号	ラグジュアリーカード会員番号
被保険者	ラグジュアリーカード会員（本人会員・家族会員） 海外旅行傷害保険は、「家族特約」対象者（◆）を含みます。 ◆「家族特約」対象者とは ●ラグジュアリーカード会員の方と生計を共にする親族（※）の方となります。 ※親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。 ●法人決済カードの追加会員の場合、その配偶者、同居の親族、別居の未婚の子も同様に適用されます。 ●保険金請求の際に健康保険証または公的証明の写しなどにより、ラグジュアリーカード会員の方と生計を共にする親族の方であることを確認させていただく場合があります。
補償期間	ラグジュアリーカード会員である期間 海外旅行の場合、上記カード会員資格期間内に開始された旅行期間中をいいます。ただし、会員の旅行期間（※1）が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していないときは、90日目の午後12時に終わります。

※保険会社はラグジュアリーカード会員であるお客さまを、海外旅行傷害保険ならびに国内旅行傷害保険の被保険者であることと証明します。
※1 「旅行期間」とは、会員が海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

1.補償内容

海外旅行傷害保険（自動付帯）		カード会員	家族特約対象者（◆）
傷害死亡・後遺障害保険金		最高1億2千万円	最高1,000万円
傷害治療費用保険金		200万円限度	
疾病治療費用保険金		200万円限度	
携行品損害保険金（1事故自己負担額3,000円）		1旅行中100万円限度保険期間中100万円限度	
賠償責任保険金		最高1億円	
救援者費用保険金		保険期間中500万円限度	
航空機遅延費用	乗継遅延費用	1回の到着便の遅延について最高2万円（宿泊料金・食事代）	
	出航遅延・欠航・搭乗不能費用	1回の出航遅延・欠航もしくは運休・搭乗不能について最高2万円（食事代）	
	受託手荷物遅延費用	1回の受託手荷物の遅延について最高2万円（衣類・生活必需品）	
	受託手荷物紛失費用	1回の受託手荷物の紛失について最高4万円（衣類・生活必需品）	

国内旅行傷害保険（利用付帯 ※①～③をラグジュアリーカードにてお支払いした場合）

			カード会員	
①公共交通乗用具*搭乗中の傷害事故			傷害死亡・後遺障害保険金	最高1億円
②旅館ホテル宿泊中の火災、爆発による傷害事故			入院保険金	1日あたり5,000円
③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故			通院保険金	1日あたり3,000円
航空機遅延費用	乗継遅延費用	①被保険者が搭乗する前に購入した国内航空券	1回の到着便の遅延について最高2万円（宿泊料金・食事代）	
	出航遅延・欠航・搭乗不能費用	②被保険者がカード会社を通じて予約購入した国内航空券	1回の出航遅延・欠航もしくは運休・搭乗不能について最高2万円（食事代）	
	受託手荷物遅延費用	③被保険者が購入し参加した宿泊を伴う募集型企画旅行	1回の受託手荷物の遅延について最高2万円（衣類・生活必需品）	
	受託手荷物紛失費用		1回の受託手荷物の紛失について最高4万円（衣類・生活必需品）	

*「公共交通乗用具」とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶などをいいます。

※他のクレジットカード（他社分を含む）を複数枚保有し、複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金の支払い限度額は、保有カードのうちもっとも高い保険金額となります。

※海外保険サービスにつきましては、会員として登録された翌日から被保険者となりますので、その前に出発した旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。

2. 海外旅行傷害保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金・費用	保険金額
傷害	死亡・後遺障害 被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日からその日を含めて180日以内に ●死亡されたとき ●身体の一部を失い、または後遺障害が残ったとき	死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (例)両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 1億2千万円 後遺障害の場合 程度により 最高1億2千万円 (家族特約対象者は最高1,000万円)
	治療費用 責任期間中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けられたとき。	治療に要した次の費用のうち、 現実に支出された金額 ●医療の診察費、処置費、および手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院費 ●病院までの緊急移送費 ●旅行行程復帰費・帰国費(入院のため旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程へ復帰するための費用または直接帰国する費用) ●通訳雇入費 ●通院のための交通費 ●入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)および国際電話料等通信費(合算で20万円限度) ●義手・義足の修理費(傷害の場合のみ) ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、200万円を限度とします。	200万円限度
疾病	治療費用 被保険者が責任期間中に病気になり、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき。(特定感染症の場合は30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき。) 【特定感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急費用 ●訴訟費用	200万円限度
	賠償責任 被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のものをこわしたりして、法律上の賠償責任を生じたとき。	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急費用 ●訴訟費用	1億円
携行品損害	被保険者所有の身の回り品が責任期間中に盗まれたり事故によりこわれたりしたとき。	時価額または修繕費から3,000円をひいた額(ただし、1旅行につき100万円を限度とし、かつ、1個または1対につき10万円を限度とします)	100万円 保険期間中 100万円限度
救済者費用	責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をされた場合 ③病気により死亡された場合 ④発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院をされた場合	●捜索救助費用 ●現地との航空運賃等交通費(救援者3名限度) ●現地でのホテル客室料(救援者3名、1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用(100万円限度) ●渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ※「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。	保険期間中 500万円限度
航空機遅延費用	乗継遅延費用 被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	①ホテルなど客室料 乗り継ぎ地点において出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの宿泊料 ②食事代 乗り継ぎ地点において出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金	1回の到着便の遅延について 2万円まで
	搭乗不能費用 被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便が利用できないとき。	①食事代 出航地において当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代	1回の出航遅延・欠航もしくは運休・搭乗不能について 2万円まで
	受託手荷物遅延費用 被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可 ②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品(上記の衣類を除く)が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外	1回の受託手荷物の遅延について 2万円まで
	受託手荷物紛失費用 被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用 ①衣類購入費用 ②生活必需品購入費用 ※受託手荷物遅延費用と受託手荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は双方の合算を限度額とします。 (6時間以上~2万円 結果的に48時間以上~4万円合計6万円)	1回の受託手荷物の紛失について 4万円まで

※保険の対象者(被保険者)はカード会員ご本人および家族特約対象者となります。

※「責任期間」とは、カード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は90日目の午後12時に終わります。

3. 海外緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、下記のサービスをご用意しております。

海外緊急医療アシスタンスサービスをご利用の場合は、4ページに記載の海外メディカルヘルプラインまでご連絡ください。

【サービス内容】

キャッシュレス治療サービス ・お客さまが治療費をお支払いする必要がないキャッシュレス治療が可能な病院をご紹介します。(この場合、治療費はご紹介する病院へ保険金としてお支払いしますので、現金払いは不要です。) ・キャッシュレス治療が可能な病院をご利用いただく場合、病院への支払保証のご連絡をします。 ・すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をします。
病院／医師の紹介・予約 ・病状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、病院／医師を紹介・予約します。 ・宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡をとり、往診手配・救急車手配をします。
医療通訳サービス ・ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サービスを提供します。
治療経過管理 ・通院受診後のお客さまの回復状況をチェック・治療内容確認・フォローします。 ・入院の場合、適切な治療がなされているかを主治医と定期的にコンタクトしチェックします。
ご家族等の救援者へのサポート ・3日以上続けて入院された場合、病院へ駆けつけるご家族の渡航のお手伝いをします。
緊急移送手配 ・事故現場への救急車・救急ヘリ・緊急医療チームの派遣手配をします。 ・チャーター機・付き添い医師／看護師の手配をします。 ・移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配をします。
退院後の帰国手配 ・帰国便の手配をします。日本の病院へ転院の場合、航空会社への患者搭乗手続きをします。 ・主治医の指示に基づく付き添い医師／看護師の手配をします。
遺体送還手配 ・ご遺体の現地火葬手配をします。 ・ご遺体の日本への送還手配をします。

サービスご利用上の注意事項

1. 本サービスは、お客さまのカードがサービス対象カードであるか確認を行った後、ご提供させていただきます。受付時間帯等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
2. 各国の医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。
3. 戦争等危険地域、電話・交通手段の確保が困難な地域、金融事情が不安定なために必要な費用決済が困難な地域等ではサービスの提供をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。
4. 保険金のお支払い対象とならないケガ・病気の場合はサービスのお取扱いができません。
5. 保険金のお支払い対象となるケガ・病気であっても、キャッシュレス治療サービスのお取扱いができないことがあります。その場合はいったんお支払いのうえ、帰国後に損保ジャパン株式会社までご請求ください。
<サービスのお取扱いができない主な場合>
 - 医師の処方箋で別途購入する薬代
 - 緊急手配された救急車代
 - 事前に海外メディカルヘルプラインへご連絡がない場合
 - 保険のお支払い対象となるケガまたは病気であることが確認できない場合
 - 滞在先、時間帯、病院・医師の事情による場合 など
6. 保険金額を超える部分についてはお客さまのご負担となり、キャッシュレス治療サービスのお取扱いもできません。
7. 治療費が少額の場合、病院・医師によっては、その場でお客さまによるお支払いを求められる場合があります。その場合は治療費をいったんお支払いのうえ、帰国後損保ジャパン株式会社までご連絡ください。
8. キャッシュレス治療手配にもかかわらず、病院から治療費の請求があった場合は、海外メディカルヘルプラインまでご連絡ください。
9. キャッシュレス治療サービスの後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは直接病院からお客さまへ治療費をご請求させていただきます。
10. 日本国内での医療アシスタンスサービスはありません。
11. 海外メディカルヘルプラインとお客さまとの間のご連絡方法は、原則、電話・FAXとなります。

【損保ジャパン（株）の海外メディカルヘルプラインの連絡先（24時間・日本語対応）】

海外緊急医療アシスタンスサービスをご利用の場合は、下記にご連絡ください。

■ご連絡の際、お伝えいただくこと

- ・ラグジュアリーカード会員であること、家族特約対象者の場合は会員との続柄
- ・「ラグジュアリーカード」カード番号
- ・氏名、住所、電話番号、生年月日
- ・緊急事態の詳細（滞在地、傷害/疾病の状況、原因、連絡先） など

（注）電話機の種類や各国の電話事情等により無料電話がご利用になれない場合があります。
詳しくは「電話ご利用上の注意点」をご確認ください。

お客さまの滞在地		電話番号	センター
北米 中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203（無料電話）	アメリカ センター
	メキシコ	001-855-835-2554（無料電話）	
	ブラジル	0800-892-1256（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	

中国	中国（香港・マカオを除く）		800-810-9784（無料電話）	中国 センター
	香港		800-968-845（無料電話）	
	マカオ		080-0382（無料電話）	
	無料電話がご利用 になれない場合	中国国内から 中国国外から	010-8592-7117 (86)10-8592-7100	

グアム サイパン オセアニア アジア	台湾		00801-65-1166（無料電話）	シンガポール センター
	シンガポール		1800-3041756（無料電話）	
	マレーシア		1800-80-1013（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から シンガポール国外から	6535-5554 (65) 6535-5554	
	韓国		00798-651-7029（無料電話）	タイ センター
	インドネシア		001-803-65-7187（無料電話）	
	フィリピン		1800-1-651-0065（無料電話）	
	タイ		1800-600-234（無料電話）	
	ベトナム		12065143（無料電話）	
	グアム・サイパン		1877-232-0747（無料電話）	
オーストラリア		1800-553-152（無料電話）		
ニュージーランド		0800-44-9345（無料電話）		
無料電話がご利用 になれない場合	タイ国内から タイ国外から	02-302-6535 (66)2-302-6535		

*ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターまでご連絡ください。

欧州 アフリカ 中近東 ロシア	イギリス		0800-312-002（無料電話）	イギリス センター
	フランス		0800-90-84-60（無料電話）	
	イタリア		800-791-034（無料電話）	
	ドイツ		0800-182-3992（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から イギリス国外から	01444-444-851 (44) 1444-444-851	

各センターに 連絡が取れ ない場合	海外から	(81) 3-3811-8127	東京 センター
	日本国内から	03-3811-8127	

●電話ご利用上の注意点

- * ()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
- * 無料電話は、公衆電話や日本国内でご利用またはレンタルされた携帯電話（海外利用）からはご利用にならない、または料金が発生する場合があります。
- * 無料電話は、固定電話や現地で契約された携帯電話であっても各国の電話事情等によりご利用にならない場合があります。
- * 無料通話をご利用にならない場合は、「無料通話をご利用にならない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください（コレクトコールのかけ方はP. 6）。
- * 「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話（有料）」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください（ダイヤル直通電話（有料）のかけ方はP.6）。
- * 無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客さま負担となります。
- * 地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
- * 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客さま負担となります。
- * 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター（上記）」または他のセンター（無料電話以外の電話番号）におかけください。
- * お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- * 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。

※当サービスはカード付帯海外旅行傷害保険引受保険会社「損保ジャパン株式会社」提供のサービスです。

※「海外メディカルヘルプライン」は、「日本エマージェンシーアシスタンス株式会社」との提携により運営されています。

【海外での電話のかけ方】

■無料電話のかけ方

P. 4に記載の無料電話をご利用の場合の注意点は次のとおりです。

- ①宿泊施設の客室内からおかけの場合、電話機または客室利用案内書等に表示・記載されている「外線発信番号（一般的に番号は1桁で7または9が多い）」をご確認ください。
次に、確認された外線発信番号に続き、無料電話の番号をダイヤルしてください。
なお、宿泊施設の客室内の電話をご利用の際は、宿泊施設からサービス料が請求される場合がありますが、その費用はお客さまのご負担となります。
- ②公衆電話からおかけの場合、無料電話をご利用にならない機種がありますので、それぞれの電話機の注意書きをご確認ください。機種により、最低料金の通貨コイン1枚が必要となり通話後にコインが戻る方式があります。
- ③レンタル携帯電話からおかけの場合、無料電話をご利用にならない機種や、利用可能であっても利用料が課徴される機種がありますので、レンタル契約内容・説明書をご確認ください。
また、海外現地で契約された携帯電話や、日本国内でご利用の携帯電話を海外利用される場合も同様ですので、携帯電話会社の利用説明書にてご確認ください。
なお、無料電話をご利用になった際に、別途携帯電話利用料がレンタル会社や携帯電話会社より請求される場合は、その費用はお客さまのご負担となります。
- ④無料電話をご利用にならない場合や、無料電話の設置がない国からは、「上記以外の地域」に記載の電話番号、もしくは、各ラインの「各センターに連絡が取れない場合」の連絡先へコレクトコールでおかけください。

■コレクトコール(料金受信人払い方式)のかけ方

- ①電話を受ける側が料金を負担する方式です。ご利用にあたっては宿泊施設のフロントにお申し出いただくか、現地の電話交換手呼出番号をダイヤルし電話局の電話交換手を呼び出したうえ、下記の要領でお申込みいただけます。
国内コレクトコール…… 電話交換手におかけになりたい都市名と電話番号をお申し出ください。
国際コレクトコール…… 電話交換手におかけになりたい国名・都市名と電話番号をお申し出ください。
- ②電話交換手は、現地語または英語を話します。
- ③地域・電話機の種類・宿泊施設によっては、コレクトコールが利用できない、もしくは、利用可能であっても利用料が必要となる場合があります。なお、その費用はお客さまのご負担となります。
- ④コレクトコールが利用できない場合は、ダイヤル直通(有料)にてお電話ください。

☆コレクトコールを申し込む例

(鈴木太郎さんがタイ・センターにコレクトコールを申し込んでいるところ)

Operator : This is the overseas operator.

交換手 : 国際電話局です。

Suzuki : I want to make a collect call to Thailand.

鈴木 : タイへコレクトコールをお願いします。(※1)

O : What number are you calling ?

交換手 : 何番をお呼びですか。

S : I'm calling 02-302-6535 Bangkok.

鈴木 : バンコク02-302-6535です。

O : Bangkok 02-302-6535 ?

交換手 : バンコク02-302-6535ですね。

S : Yes.

鈴木 : はい。

O : May I have your name and telephone number ?

交換手 : あなたのお名前とお電話番号をどうぞ。

S : This is Mr. Taro Suzuki at Guam 123-4567.

鈴木 : グアム123-4567の鈴木太郎です。

O : Mr. Suzuki. Who would you like to talk to ?

交換手 : 鈴木さんですね。相手の方のお名前をどうぞ。

S : I'd like to talk to Kaigai Medical Help Line.

鈴木 : 海外メディカルヘルプラインと話したいのですが。

O : All right. We'll call you back. Will you hang up and wait, please ?

交換手 : わかりました。お呼びかえします。お切りになってお待ちください。(※2)

S : Thank you.

鈴木 : ありがとう。

電話を切って少し待てば、電話交換手が呼びかえてくれる。

S : Hello.

鈴木 : もしもし。

O : This is an overseas telephone operator. Is this Guam 123-4567 ?

交換手 : 国際電話局です。グアム123-4567ですか。

S : Yes. it is. This is Mr. Suzuki speaking.

鈴木 : はい、そうです。鈴木ですが。

O : Will you hold the line, please ?

交換手 : そのままお待ちください。

電話交換手は、相手の料金支払いの承諾をえたのち、つないでくれる。

O : Thank you for waiting. Kaigai Medical Help Line is on the line. Go ahead, please.

交換手 : お待たせいたしました。海外メディカルヘルプラインがお出になりました。どうぞお話しください。

(※1) 最初の交換手から国際電話の電話交換手につなぐ場合があります。その時はもう一度最初から言ってください。

(※2) 公衆電話の場合や、地域によっては電話交換手が電話をきらずにそのままつなげる場合もあります。

■ダイヤル直通電話(有料)

通常の通話方式のことで電話をかける側が料金を負担する方式です。

「有料電話でかけている」と「折り返し先の電話番号」をお申し出いただければ、各センター・オフィスよりおかけ直しいたします。

○国内ダイヤル直通

同じ国内でダイヤル通話をする方式で、日本で普段使用されているように、コインを入れてダイヤルしていただければ通話できます。

※地域によってはダイヤルして電話がつながってからコインを入れる場合もあります。

○国際ダイヤル直通

2つの国にまたがってダイヤル通話をする方式で、以下のようにダイヤルしてください。

(発信地の国際電話識別番号) + (相手の国番号) + (電話番号)

4.国内旅行傷害保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金	保険金額	
傷害	<p>被保険者が、</p> <p>①公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、被保険者が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をラグジュアリーカードにより支払った場合。</p> <p>②ご予約の上、「ラグジュアリーカード」で宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故に遭われた場合。</p> <p>③「ラグジュアリーカード」で購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害をうけられた場合。</p> <p>上記①～③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき。</p>	<p>死亡の場合 死亡・後遺障害 保険金額の100%</p> <p>後遺障害の場合 死亡・後遺障害 保険金額の3%～100%</p> <p>(例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%</p>	<p>死亡の場合 1億円</p> <p>後遺障害の場合 程度により 300万円～ 1億円</p>	
	<p><入院保険金> 上記①～③の傷害により入院した場合(事故日から180日までの入院が対象)</p> <p><手術保険金> 入院保険金支払われる場合に、その傷害の治療のために手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)</p> <p><通院保険金> 上記①～③の傷害により通院した場合(事故日から180日までの通院が対象、かつ90日がお支払限度)ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。(8日以内の入院・通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。)</p>	<p>入院の場合 5,000円(1日)</p> <p>通院の場合 3,000円(1日)</p> <p>手術の場合 5,000円×(手術の種類により10～40倍)</p>	<p>入院の場合 5,000円(1日)</p> <p>通院の場合 3,000円(1日)</p> <p>手術の場合 5,000円× (手術の種類により10～40倍)</p>	
航空機遅延費用	<p>被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。</p>	<p>被保険者が、カード会員資格期間中で、かつ次の①から③までのいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。</p> <p>①被保険者が航空機に搭乗する以前に、被保険者がその料金をラグジュアリーカードにより支払った場合</p> <p>②被保険者がカード会社を通じて航空機の予約を行い、かつ、その料金をラグジュアリーカードにより支払った場合</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加し、かつ、被保険者がその料金をラグジュアリーカードにより支払った場合</p>	<p>①ホテルなど客室料 乗り継ぎ地点において出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの宿泊料</p> <p>②食事代 乗り継ぎ地点において出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金</p>	<p>1回の到着便の遅延について 2万円まで</p>
	<p>被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便が利用できないとき。</p>		<p>①食事代 出航地において当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代</p>	<p>1回の出航遅延・欠航もしくは運休・搭乗不能について 2万円まで</p>
	<p>被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。</p>		<p>①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可</p> <p>②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品(上記の衣類を除く)が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外</p>	<p>1回の受託手荷物の遅延について 2万円まで</p>
	<p>被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。</p>		<p>航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用</p> <p>①衣類購入費用</p> <p>②生活必需品購入費用 ※受託手荷物遅延費用と受託手荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は双方の合算を限度額とします。 (6時間以上～2万円 結果的に48時間以上～4万円 合計6万円)</p>	<p>1回の受託手荷物の紛失について 4万円まで</p>

※保険の対象者(被保険者)はカード会員ご本人となります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行のみ

〈疾病・救援者費用〉

- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ●被保険者の妊娠・出産・流産 ●戦争、その他の変乱
- 歯科疾病 など

〈賠償責任〉

- 被保険者などの故意 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故
- 自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用または管理に起因する事故 など

〈携行品損害〉

- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●携行品の瑕疵(かし)または自然の消耗 ●携行品の置忘れまたは紛失
- 差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 など

次のような携行品に生じた損害には保険金をお支払いいたしません。

- 現金、小切手、その他の有価証券(ただし、乗車券・航空券・宿泊券は、5万円を限度にお支払いします)
- パスポート(ただし、再取得にかかる費用を5万円を限度にお支払いします)、クレジットカード、運転免許証、定期券 ●帳簿、図面等
- ヨット、ボート、自動車、オートバイ ●登山用具、探検用具 ●入歯・コンタクトレンズ ●動物、植物 ●危険なスポーツ中のその運動用具 など

海外旅行・国内旅行共通

傷害

- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- 戦争、その他の変乱 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●危険なスポーツ(例えば、登山)中の事故 ●無資格運転、酒酔い運転 など

※国内の場合は地震・噴火・津波によるケガはお支払いできません。

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

6. 保険金請求について

海外・国内旅行中の事故の場合

事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン株式会社へ直接ご連絡ください。

海外旅行中の事故の場合

下表の「現地でしか手配できない書類」を忘れずにお持ち帰りのうえ、ご請求ください。

	治療費用 (傷害・ 疾病)	携行品 損害	死亡 (傷害)	後遺 障害	救援者 費用	賠償責任		乗継 遅延	出航 遅延 など	受託 手荷物 遅延	受託 手荷物 紛失
						対人	対物				
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
eチケット(コピー)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	●				●					
	治療費の明細書および領収書	●				●					
	死亡診断書または死体検案書 (死亡地のもの)			●							
	事故証明書		●	○		○	○				
	支出を証明する書類					●					
示談書・示談金領収書						●	●				
損害額(修理費など)を証明する書類							●				
損害品明細書		●									
損害額を証明する書類		●									
除籍謄本			●								
委任状・戸籍謄本			○								
後遺障害診断書				●							
航空会社証明書								●	●	●	●
ホテル客室料領収書原本								●			
食事代領収書原本								●	●		
衣類購入費領収書原本										●	●
生活必需品購入領収書原本										●	●
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

※上記書類のうち、eチケット以外はコピーしたものではありません。

なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

旅行傷害保険に関するお問合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 9:00~17:00(土日祝休)

海外旅行傷害保険に関して

本店専門保険金サービス部
海外旅行保険金サービス第二課
TEL 03-5913-3869

国内旅行傷害保険に関して

本店企業保険金サービス部
本店火災新種保険金サービス第二課
TEL 03-5913-3773

その他の保険内容に関して

金融法人第二部 営業第二課
TEL 03-3231-3654

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

※本規程の内容は2020年7月現在となります。

ショッピングガーディアン保険（海外／国内） カードで購入した商品の事故を補償

海外・国内を問わずラグジュアリーカードで購入された商品について、破損・盗難などの損害を補償いたします。

保険金請求者	ラグジュアリーカード会員〔本人会員・家族会員（法人決済カードの追加会員含む）〕
補償を受けられる方および保険金を請求できる方	補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。

1. 補償内容

年間保険限度額	会員1名につき保険期間中の総支払限度額は300万円
自己負担額（免責金額）	1回の事故につき3,000円
お支払いする保険金の額	本カード利用額（修理が可能な場合はカード利用額を限度とした修理金額）から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。 * 損害を補償する他の保険がある場合、他保険契約からの支払保険金と合算で損害額を限度としてお支払いいたします。 * 購入代金の一部を本カードを利用して支払われた場合、購入代金全額に対する本カードの利用額に応じて、保険金を削減してお支払いいたします。

2. 概要

お支払いする場合	
保険期間内にラグジュアリーカード会員がラグジュアリーカードを利用して購入した物品（ただし、下記の物品は除く）で、購入日（配送等による場合は物品の受取日）からその日を含めて90日以内に破損・盗難・火災等の偶然な事故（国内・海外問わず）によって損害を被った場合。	
補償の対象とならない主な物品	
会員が購入した物品であっても次にあげるものは補償の対象となりません。 ● 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 ● 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ● 動物および植物 ● 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券・および旅行券をいいます）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットならびに金券類 ● 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ● 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ● 食料品 ● 会員が従事する職業上の商品となるもの	
など	
* 上記は概要の記載となります。詳しくは引受保険会社にご確認ください。	

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員または保険金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害
- 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質による錆（さび）、黴（かび）、蒸れ（むれ）、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害
- 補償の対象となる物品の瑕疵（かし）に起因する損害
- 補償の対象となる物品に生じた汚損、擦損、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって、当該物品の機能に直接関係のない損害
- 戦争、暴動その他の事変に起因する損害
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
- 置忘れまたは紛失に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 物品の誤った使用に起因する損害
- 電氣的または機械的的事故による損害
- 補償の対象となる物品の受取前の損害および別送品
- 会員規約違反により購入した物品の損害

など

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

4.保険金請求について

事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンといいます。）へ直接ご連絡ください。

(1) 損保ジャパンより送付される「保険金請求書」に必要事項を記入のうえ署名し、以下記載の損害を立証するため必要な書類※を添えて、損保ジャパンに遅滞なくご送付ください。

※売上票、領収証、罹災証明、盗難届出証明書、修理費見積書など

(2) 損保ジャパンは、必要に応じて、損害を受けた物品を損保ジャパンの指定する場所にお送りいただくよう依頼することがあります。

ショッピングガーディアン保険に関するお問い合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
受付時間 9:00～17:00（土日祝休）

事故および保険金請求に関して	事故および保険金請求以外に関して
事故サポートセンター 0120-727-110 24時間365日受付	金融法人第二部 営業第二課 TEL 03-3231-3654

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

<Mastercard®Gold Card™のみに付帯する保険>

※Mastercard®Black Card™・Mastercard®Titanium Card™には付帯していません。

交通事故傷害保険／賠償責任保険付き

交通事故等によるケガを補償

1. 交通事故傷害保険

国内・海外を問わず、交通事故等によりケガをされ、死亡または後遺障害が生じた場合に補償されます。

被保険者	Mastercard®Gold Card™〔本人会員・家族会員（法人決済カードの追加会員含む）〕
保険金額	5万円
保険金をお支払いする場合	<p>下記の事故によりケガをされ、事故の日を含め180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行中の交通乗用具との衝突 ・運行中の交通乗用具に乗っている間の事故 ・乗客として駅の改札口を入れてから出るまでの駅構内における事故 ・道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下、火災または破裂・爆発などによる事故 ・建物または交通乗用具の火災による事故 <p>一般的に交通乗用具とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ※ただし、当該補償の対象とならない交通乗用具もございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付きリフト ・自動車、スノーモービル、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー ・飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン ・ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート ・エレベーター、エスカレーター、動く歩道 <p>注) 以下のものは交通乗用具に含まれません ジェットコースター等の遊戯施設、ハンググライダー、気球、パラシュート、セーリングボード、サーフボード、幼児用ボート、もっぱら物品輸送用に設置された装置 など</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失によって生じた事故 ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます）によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ・核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・交通乗用具による競技、試運転等を行っている間のケガ ・職務または実習のために船舶に乗っている間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として乗っている間のケガ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、荷卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・他覚症状のないむちうち症および腰痛 など

2.賠償責任保険

国内において、日常生活中に生じた法律上の賠償責任を補償します。

被保険者	Mastercard®Gold Card™〔本人会員・家族会員（法人決済カードの追加会員含む）〕	
保険金額	1億円	
保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・子供がキャッチボールをして隣人宅の窓を割った ・子供が自転車で歩行人にケガをさせた ・マンションで自宅洗濯機から水が漏れ、階下の人に損害を与えた ・飼い犬が歩行人に噛みついてケガをさせた 	など
保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・故意によって生じた事故 ・他人のものを使用・管理している間に発生した事故 ・職務遂行中に起因する事故 ・航空機、船舶（*）、車両（*）、銃器の所有・使用・管理に起因する事故 ・地震・噴火・洪水・津波等の自然変象に起因する事故 ・戦争、内乱、暴動などによる事故 ・核燃料物質の有害な特性などによる事故 ・同居の親族に対する事故 ・心神喪失中（泥酔中など）の事故 ・受託品に関する事故 <p>（*）原動力が専ら人力であるものを除きます。</p>	など

3.保険金請求について

事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンといいます。）へ直接ご連絡ください。

損保ジャパンより送付される「保険金請求書」に必要事項を記入のうえ署名し、以下記載の書類※のうち、損保ジャパンより求められた書類を添えて、損保ジャパンに遅滞なくご送付ください。

※損保ジャパンが定める事故状況報告書、医師の診断書、印鑑証明書、示談書その他これに代わる書類、損害を証明する書類、損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを証明する書類など

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

交通事故傷害保険／賠償責任保険に関するお問い合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
受付時間 9:00～17:00（土日祝休）

事故および保険金請求に関して

事故サポートセンター
0120-727-110
24時間365日受付

事故および保険金請求以外に関して

金融法人第二部 営業第二課
TEL 03-3231-3654

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社